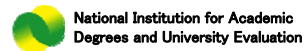


訪問調査について

独立行政法人
大学評価・学位授与機構
平成19年11月22日



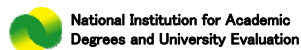
訪問調査の目的

- 書面調査では確認できない内容等を中心にして対象法科大学院の状況を調査
- 対象法科大学院にその調査結果を伝え、その状況等に関し、対象法科大学院との共通理解を図る。



訪問調査の内容

- 1 法科大学院関係者(責任者)との面談
- 2 法科大学院の一般教員、支援スタッフ及び 関連する教育研究施設のスタッフとの面談
- 3 学生、修了生との面談
- 4 教育現場の視察及び学習環境の状況調査
- 5 根拠となる資料・データ等の補完的収集
- 6 法科大学院関係者(責任者)への訪問調査結果の説明及び意見聴取



◇訪問調査実施までの準備等

- 1 訪問調査実施日の決定
- 2 訪問調査スケジュールの決定に伴う準備
- 3 「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」への対応



1 訪問調査実施日の決定

- 機構事務局から対象法科大学院に対して10月上旬～12月中旬頃の予定を照会します。
- 7月下旬までに対象法科大学院へ通知します。



National Institution for Academic
Degrees and University Evaluation

2 訪問調査スケジュールの決定に伴う準備

- 評価部会は、訪問調査スケジュール及び面談対象者の属性等並びに視察・状況調査を行う授業・実習や施設・設備等を決定し、訪問調査の1ヶ月前までに機構事務局を通じて対象法科大学院へ通知します。
- 対象法科大学院は、関係者のスケジュールの調整を行うとともに、面談等の会場、面談対象者の選定など、これらの内容が分かる資料を訪問調査の1週間前までに機構事務局へ提出してください。



National Institution for Academic
Degrees and University Evaluation

3 「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」への対応

- 「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」を訪問調査の約3週間から4週間前までに対象法科大学院を置く大学へ通知します。
(評価部会及び機構教職員の参加者名も併せて通知。)
- 対象法科大学院は、事実誤認の意見や訪問調査時の確認事項に対する詳細かつ具体的な回答を訪問調査の約1週間前までに機構事務局へ提出してください。